

保険会社の写真帖一営業所新築記念

今月の9日に慶應義塾大学の理工学部矢上キャンパスで開催された日本保険・年金リスク学会の研究大会が無事終了した。前回の連載で「宣伝」した、齊藤誠名古屋大学教授の基調講演は、期待されたとおり素晴らしいものだった。保険の理論家は、通常は、確率分布が推定できるという意味でのリスクしか見ていない。しかし社会全体に目を向けると、「想定内」のリスクと「想定外」の不確実性の狭間でのせめぎ合いがあるということ、地震予知の事例および福島原子力事故の対応の事例から具体的に講演された。

講演の内容は、日本保険・年金リスク学会の学会誌「ジャリッパ・ジャーナル」で論文として公表されることになっている。発行はまだ先になるが、ご関心のある方は、「ジャリッパ・ジャーナル」の第12巻をお読みください。

齊藤誠教授の基調講演の後、今、金融庁の有識者会議で検討が重ねられている「経済価値ベースの資本規制」に関するパネル・ディスカッションが行われた。有識者会議の委員である、森本祐司氏、松山直樹氏、河合美宏氏の他、監督側から金融庁の白藤文祐氏がパネリストとして登壇された。総合司会をした筆者がその内容を紹介したい。もちろんここに紹介する内容は、私個人の責任で記述されたものであり、それぞれのパネリストの責任ではないことを、あらかじめお伝えしておきたい。

森本氏は約10年前に保険規制の「あるべき姿」として経済価値ベースを提案した委員会から始まり、現代にいたるまでの「紆余曲折」の説明をし、このような歴史的な文脈の中で、なぜ経済価値ベースのソルベンシー規制の導入が真剣に検討されるべきかということの説明された。つづいて白藤氏は、金融庁が、保険監督に限らず、最低基準を満たしていれば十分であるというような規制から、改善に向けた監督・対話、ベスト・プラクティスの追求に向けた探求型対話を重視する監督を目指していることを述べた上、保険にあっても同様な監督の道筋を描いていることを強調した。現実には、すでに経済価値ベースの内部管理を進めている会社も多いことから、保険会社を中心に、市場、契約者および当局のそれぞれにおいて、いくつかの検討すべき点があり、それらの論点について有識者会議で議論を重ねているということ報告された。

松山氏は、経済価値ベース PCR 導入の論点として、個別の論点とハイレベルな論点に分けて論じた。ハイレベルの主要な二点は、内部管理の高度化に資するかということと、十分な ESR 制御能力を確保でき、信用不安を生じないかということである。この二つの論点から内部管理スタイルを概観すると、一方に資本重視型をおき、他方にヘッジ重視型がおり、両端の間に、個別会社の内部管理スタイルが存在するという。そしてそれぞれの内部管理モデルには、個別の論点にかかる多層的な課題が見られるという。この内部管理モデルを理論的に論じる場合は二者択一のモデルとして論じることができるが、実務を前提にした規制に落とし込むときは、両軸間のスペクトラムを重視すべきであると述べた。制度設計を前提にした議論において、有益な診断図が提出されたものと思われる。最後に河合氏は、

IAIS 以来の経験から、今回の経済価値ベースのソルベンシー規制が、ICS で決まったから仕方がなく導入するのではなく、それが保険の内部リスク管理の向上をとおして契約者保護に有益であるから行うのであるという姿勢が重要であると強調した。

パネル報告後、米山の司会により、パネリスト間の議論が行われた。第一の議論は規制の導入にあたって期限を定めることが必要かどうかということであった。パネリストの意見で必要でないという意見はなく、具体的に2025年に定めるべきであるという意見もあった。次に、経済価値ベースの方向性についての議論があったが、結論的にいえば、経済価値ベースのソルベンシー規制そのものに対して根本的な異論はないということ。しかし、その実施が実務に及ぼす影響を慎重に検討すべきという意見があるので、制度設計に関しては慎重にすすめるべきことはいうまでもない。総合司会者は、以上の流れを総合すると、報告書は両論併記型の曖昧なものにはならないだろうという個人的な見解を述べた。最後に松山氏の提示した資本重視型モデルからヘッジ重視型モデルへの移行を促すようなインセンティブな規制について名案があるかということが質問された。名案はないが、いくつかの提案がなされた。結局この点に関しては、有識者会議で知恵を出し合って検討する余地があることとわかった。

今月は以上で終わらせたいところであるが、「みちくさ」をしないと連載の価値はなくなってしまう。そこで前回に続いて、戦前の保険会社の写真帖を題材にお話したい。今回のものは、徴兵保険株式会社が「明治44年5月本社営業所新築記念のため調整」した写真帖である。19頁の写真からなるが、それぞれには写真の説明が印刷された薄紙が添えられているので奥付などを入れると40頁程度の写真帖である。判型は18.5cm×26.0cmであり、厚紙の表紙で右綴じされたものである。

徴兵保険は、日本で最初の徴兵保険専門会社として明治31年に設立された会社である。当初は社長に岡田治衛武、専務取締役根津嘉一郎が就任していたが、本社営業所新築時の役員構成は、総裁として男爵小沢武雄、専務取締役として太田清蔵、取締役高橋光威、太田大次郎の三名、監査役、山中立木、そして顧問に法学博士粟津清亮と三宅碩夫であった。

本社営業所の新築までの経緯は、写真帖の次の引用から明らかである。「本社は最初営業所を京橋区弥左衛門町4番地に設置せしも、39年4月、日本橋区呉服町1番地に移し、以て43年に及ぶ。然も世運の進歩は自然業務を拡大ならしめ、営業所漸次狭隘を感ずるに至れり。此に於て同年8月、京橋区新肴町に適當の地とトし、新たに工を起し、44年3月竣工を以て本図の結構を見るに及べり。」(『記念写真帖』) 画像を掲載した新築の営業所は、「家屋三層楼」で、1階は事務室及び重役室、2階は応接室と食堂で、3階は会議室となっていた。重役室が3階に置かれていないのは、エレベーター設備が設置されていないためであろう。場所的には、「銀座二丁目電車停留所の距ること僅かに1町」にあり、東南側の隣は大倉組であった。

写真帖全体を説明すると、最初に宮城(きゅうじょう)、東宮御所、靖国神社、陸軍省、参謀本部、海軍省等の写真があり、続いて本社営業所、本社付近の光景、本社役員、事務室

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」73

をはじめとする社屋の内部写真が置かれている。続いて日本橋の写真があった後、最後に同社の保険業績をしめす図表（保険契約高比較と保険契約高分布）が掲載されている。

最初に「宮城其他兵事に関係」ある写真が掲載された理由は、写真帖によれば、「元来、本社徴兵保険創設の趣旨が全然義勇奉公の詔勅に基き、我が帝国臣民をして兵役服従の大義務を了解し、悦んで之に服せしめ、益々尽忠報国の精神を涵養し、我が金匱無欠の国体を擁護せしむるに在る」（『記念写真帖』）ためである。また日本橋の写真が付け加えられているのは、「偶々同橋開通の日が本社営業所の落成と時を同じく」したため、その「偉観を紹介」したとのことである。

明治末期の東京の貴重な写真や当時の保険会社の社屋の内部が見られて興味深い写真帖であるが、そのすべてを紹介するわけにはいかないので数枚を掲載するにとどめる。最初に掲載したのが「本社付近の光景」である。右上は銀座二丁目電車停留所から見た本社営業所であり、左下は当時の銀座の光景である。次の写真は、役員の顔写真。左上が専務取締役の太田清蔵、太田の右が男爵小沢武雄そして、その隣、つまり右端が顧問の栗津清亮法学博士である。営業所内部の写真は、事務所（庶務課、会計課）を掲載しておく。机が「ロの字」に並べられ中に雇員の少年が仕事をしているところが写っている。この写真のおよそ10年後に作家の向田邦子の父である敏雄が同社に雇員（小使い）として雇われたが、この少年のように社員（書記や主事）の命じる仕事を行ったことであろう。敏雄は仕事をしながら夜学（大倉商業学校）に通い、年限通り無事卒業している。勤勉な少年であったので、小学校卒の雇員で雇われたにもかかわらず、地方の支店長を務めるなど出世した。向田敏雄については、いずれまとまったものを書くつもりで準備をしている。

徴兵保険株式会社は、大正13年に第一徴兵保険株式会社となり、戦後、昭和22年に東邦生命相互会社となった。前回の連載で紹介した写真帖は、保険代理店向けの営業目的のものであったが、今回紹介した写真帖は、会社の記念として重役および主要な従業員、そして主要な取引先に配布するものであった。





